

IMO 船内騒音コードを適用した船舶に対する Notation に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編
登録規則細則

改正事項

IMO 船内騒音コードを適用した船舶に対する Notation に関する事項

改正理由

IMO 船内騒音コード（決議 MSC.337(91)）は、2014 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる総トン数 1,600 トン以上の船舶に適用されている。

この IMO 船内騒音コードを適用した船舶に対して、船級符号への付記（Notation）による識別化の要望が高まっていることから、今般、IMO 船内騒音コードを適用した船舶について、船級符号に“*Noise Code*”（略号 *NC*）を付記するように関連規定を改めた。

日本籍船舶にあつては、IMO 船内騒音コードは国際航海に従事しない船舶に対しても適用されているが、2017 年 7 月 1 日前に建造契約が行われる船舶については騒音レベルに関する要件への適合が免除されることから、当該船舶については、船級符号に“*Noise Code J*”（略号 *NC J*）を付記するように関連規定を改めた。

改正内容

- (1) IMO 船内騒音コードを適用した船舶については、船級符号に“*Noise Code*”（略号 *NC*）を付記する旨規定した。
- (2) IMO 船内騒音コードを適用した国際航海に従事しない日本籍船舶のうち、騒音レベルに関する要件への適合が免除された船舶については、船級符号に“*Noise Code J*”（略号 *NC J*）を付記する旨規定した。